

2020年6月12日

各位

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
株式会社 仙台銀行

預貯金口座付番制度開始のお知らせ

2015年9月に公布された「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」にもとづき、2018年1月1日から個人番号・法人番号を預貯金口座に紐付ける「預貯金口座付番制度」（以下、同制度）が開始されています。同制度に伴い、金融機関では預貯金口座をお持ちのお客さまより、個人番号・法人番号のお届出を求めていくことが必要となります。

この法改正を受け、個人情報保護法第15条第2項および第18条第3項を踏まえ、預貯金口座へマイナンバーを付番する事務が2018年1月1日より、当行の特定個人情報の利用目的に追加となっております。

当行では、2018年1月1日以降、新たに預金口座の開設時、また氏名・住所変更等のお届け時に「マイナンバー」のお届出をご依頼してまいりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

■ お客さまにマイナンバーの届出をお願いする主な取引

個人のお客さま

- ・預金（普通・定期・当座預金など）
- ・マル優・マル特・財形預金（住宅・年金）
- ・投資信託・公共債など証券取引全般
（NISA口座・特定口座の開設も対象）
- ・外国送金（支払い・受け取り） など

法人のお客さま

- ・預金（普通・定期・当座預金など）
- ・投資信託・公共債など証券取引全般
- ・外国送金（支払い・受け取り） など

■ マイナンバーをお届けいただく際に必要となる書類

個人のお客さま

- ・マイナンバーカード
もしくは
 - ・通知カード(※1)または住民票の写し
（マイナンバーの記載のあるもの）
- +
- 運転免許証などの本人確認資料 (※2)

法人のお客さま

- ・国税庁法人番号公表サイトの法人情報画面を印刷したもの または 法人番号指定通知書
- +
- 登記事項証明書などの法人確認書類 (※3)

※1 2020年5月25日以降に通知カードの記載事項(氏名・住所など)に変更が生じた場合は、マイナンバーの届出に利用できません。

※2 顔写真つきのもの(運転免許証、パスポートや在留カードなど)は1点、顔写真なしのもの(健康保険証、住民票や年金手帳など)は2点

※3 商業・法人登記簿謄本や印鑑証明書など。不要な場合もございますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。